

4 民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

指導要録上「出席扱い」が認められる不登校児童生徒を支援する民間施設の要件

- ・我が国の義務教育制度を前提とした支援を行う施設
- ・不登校児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行う施設
- ・不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能な施設

指導要録上「出席扱い」の判断をするための望ましい流れ

- ① 不登校児童生徒及び保護者からの申し出
- ② 当該校職員と不登校児童生徒の家庭との十分な協議、児童生徒の状況に応じた民間施設の検討
- ③ 不登校児童生徒及び保護者による民間施設見学・体験入学
- ④ 当該校（校長）による民間施設訪問
- ⑤ 当該校内での「出席扱い」に関する協議
- ⑥ 市町組合教育委員会への報告
- ⑦ 市町組合教育委員会による民間施設訪問
- ⑧ 市町組合教育委員会と学校長が協議
- ⑨ 学校長が「出席扱い」の認定を判断

指導要録上「出席扱い」と判断する者

不登校児童生徒の在籍する学校の校長

「出席扱い」認定後

- ・当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）
- ・当該校と該当児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力

【参考】ICTを活用する場合

不登校児童生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切と判断し、下記の要件を満たす場合

校長は指導要録上出席扱い、成果を評価に反映することができる

出席扱い等の要件[概要] 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」より

- (1) 保護者と学校の十分な連携・協力関係
- (2) インターネット・遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用した学習活動
- (3) 訪問等による対面指導が行われることを前提
- (4) 学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラム
- (5) 校長は、状況について十分に把握する（定期的報告、連絡会の実施等）
- (6) 基本的に、学校外の公的機関、民間施設で相談・指導を受けられない場合
- (7) 当該学習の計画や内容が適切と判断される場合、成果を評価に反映できる